

令和5年度

「第1回研究インテグリティについての意見交換会（東京開催）」（内閣府委託事業）

東京大学の研究インテグリティ確保に向けた取り組みと 現場目線の研究インテグリティ対応

2023年10月18日

明谷 早映子

東京大学 医学系研究科 利益相反アドバイザー室長
博士(理学)・弁護士・プリンシパルURA

- 博士(理学)・弁護士・認定プリンシパルURA
- 2003年、東京大学理学部化学科博士課程修了後 (学部・修士 分析化学梅澤研、博士 塩谷研)
研究者として産業技術総合研究所に入所 (バイオセンサー開発・プロジェクトマネジメント等)
- 慶應義塾大学法科大学院修了後、弁護士登録
- 知財系法律事務所を経て、2014年7月、東京大学に入職
 - 2014年7月 本部リサーチ・アドミニストレーター推進室 シニアURA
 - 2016年4月 産学協創推進本部イノベーション推進部
 - 2018年1月 医学系研究科利益相反アドバイザー室長 (現職)
 - 2021年1月 東京大学認定シニアURA
 - 2022年11月 東京大学認定プリンシパルURA
- 法務実務・研究対象 (主なもの)
産学連携・産学連携リスクマネジメント(特に利益相反管理)、
組織ガバナンス、研究インテグリティ、研究倫理・研究者倫理、コンプライアンス
最近は、オープンサイエンス、研究データ利活用分野でも活動中。



1. 東京大学の取り組み
2. 現場目線の研究インテグリティ対応

1. 東京大学の取り組み

令和5年4月 研究インテグリティの確保に関する制度導入

「国立大学法人東京大学における研究インテグリティの確保に関する規則」の制定 (令和5年3月23日 役員会議決 東大規則第97号)

1. 趣旨

研究活動の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、国際的に信頼性のある研究環境を構築する。

(1) 研究者の実施事項

大学に必要な情報を適切に申告（申告は大学が定める様式を使用）

研究者等は、リスク懸念等がある場合、本部の相談窓口にご相談（随時）

(2) 大学の実施事項

必要な情報の報告を受け、当該情報に基づき適切にリスクマネジメント
本部に相談窓口を設置。

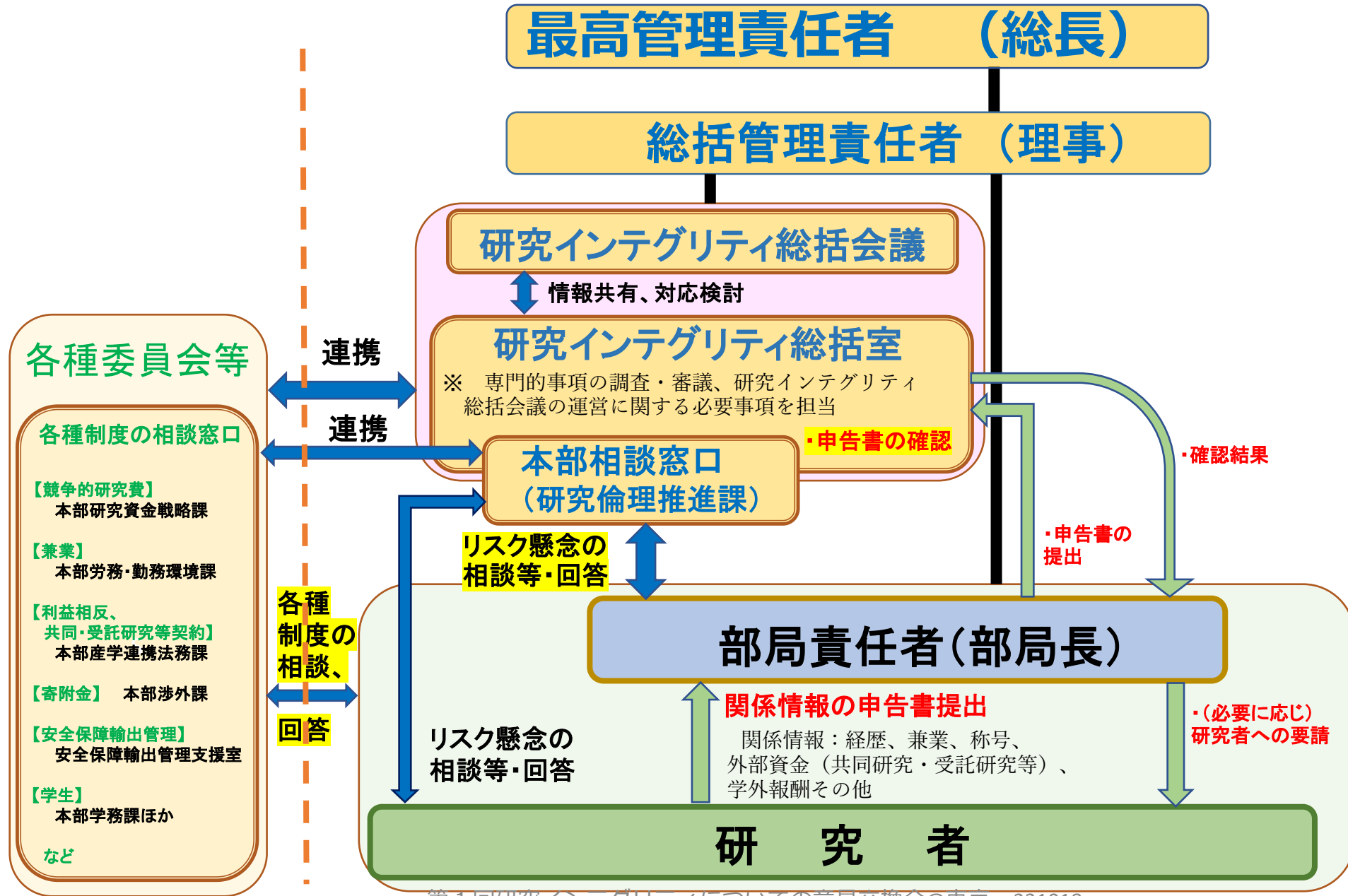
2. 管理体制等の整備

(1) 最高管理責任者（総長）－総括管理責任者（理事）－部局責任者（部局長）

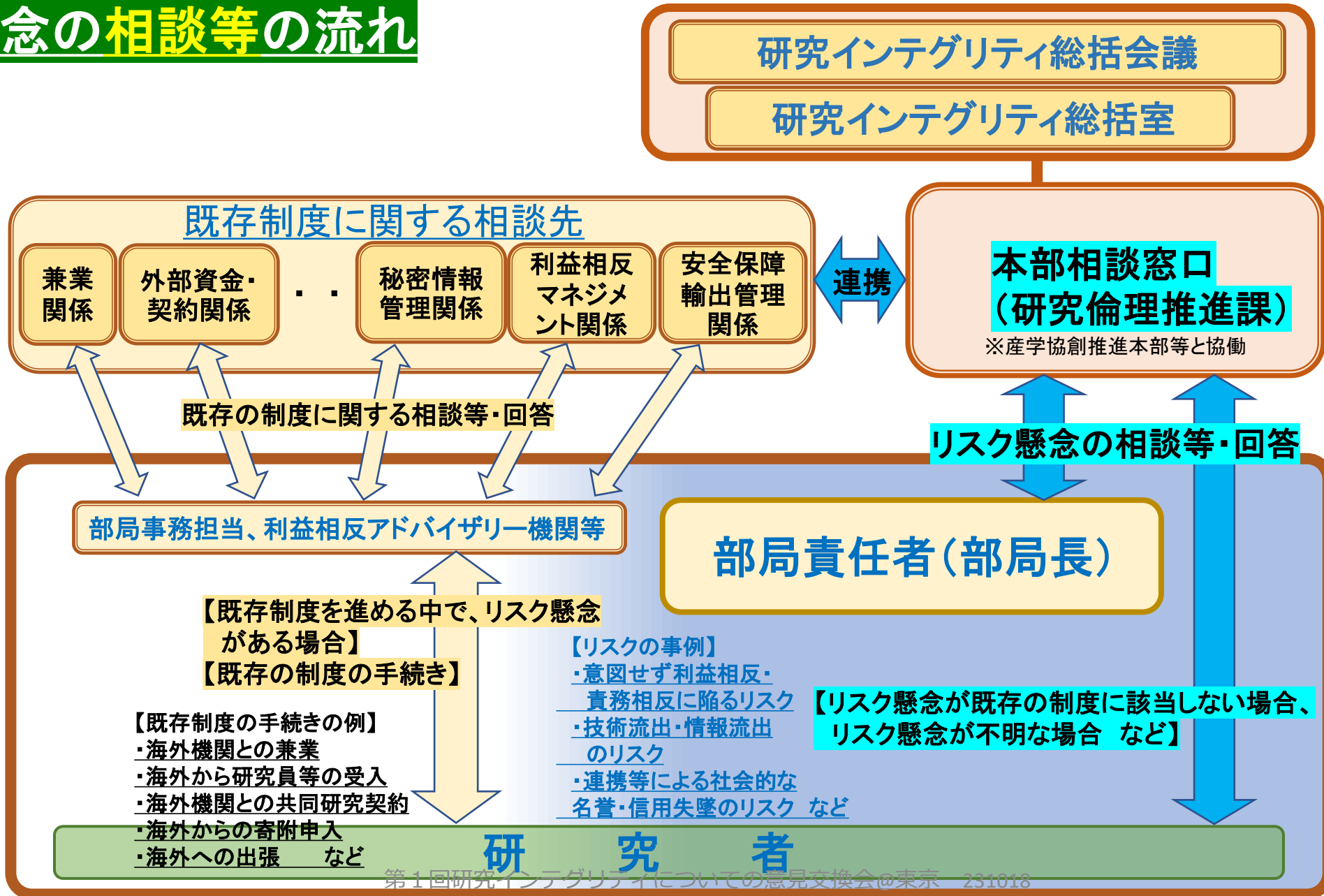
(2) 研究インテグリティ総括会議－研究インテグリティ総括室

(3) 相談窓口（本部研究倫理推進課）

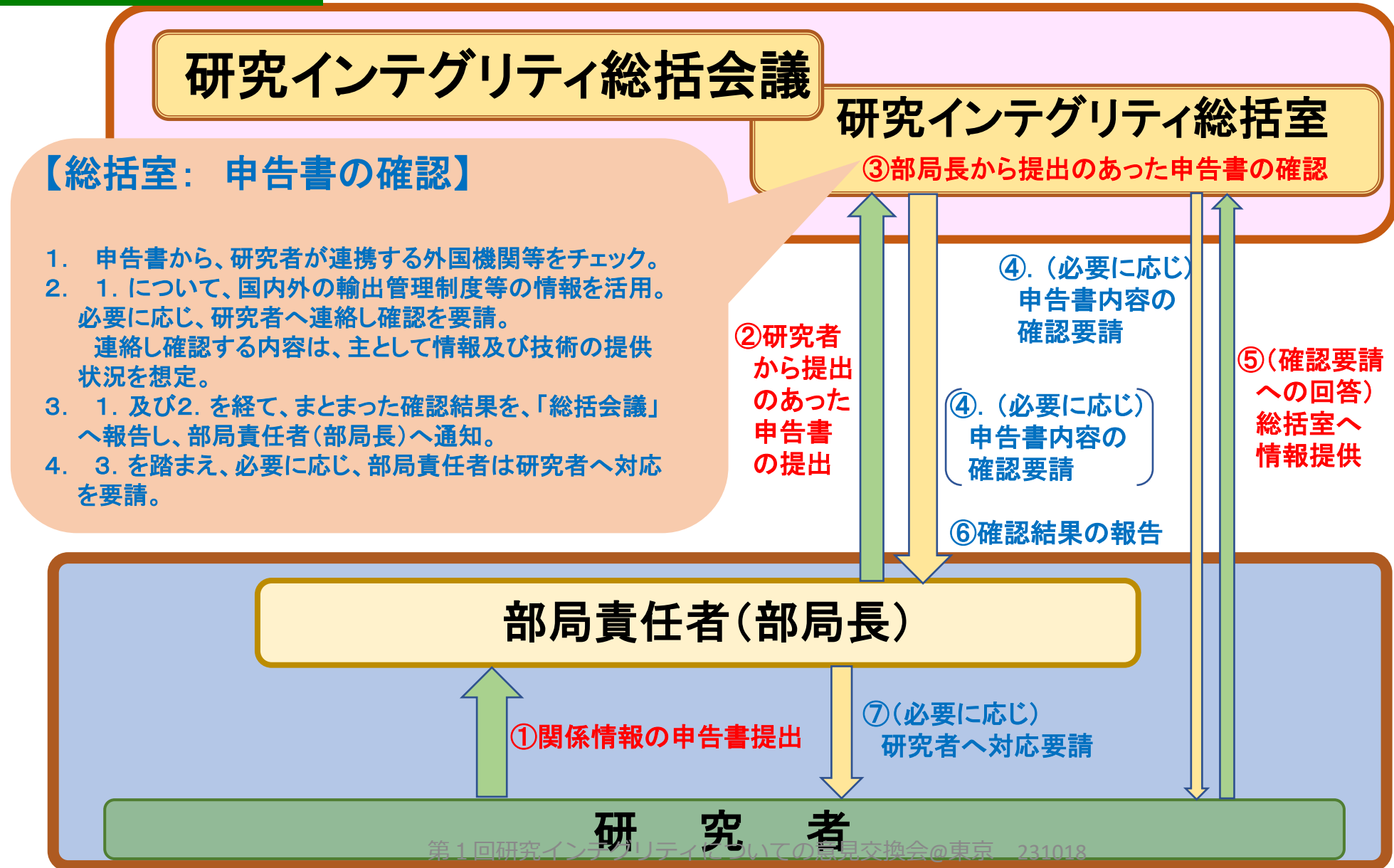
東京大学の研究インテグリティの確保に関する体制図①



リスク懸念の相談等の流れ



申告書のマネジメント



1. 申告する研究者

(1) 常勤の研究者

教授、准教授、講師、助教、助手、特任教員、特任研究員その他

(2) 非常勤の研究者・・・本学で管理する研究費を有する研究者に限定

特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員その他

(3) 雇用関係のない研究者・・・本学で管理する研究費を有する研究者に限定

- ① 名誉教授、特別栄誉教授、客員教授、客員准教授、グローバルフェロー等
- ② 共同研究員・受託研究員、私学研修員、JSPS特別研究員（DCを含む）・外国人特別研究員等
- ③ 客員研究員等

2. 研究者からの「申告書」の様式

研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、研究インテグリティの確保に関する必要な情報を部局責任者（部局長）へ申告。

当面の間、申告する情報（※）は、相手先が外国機関（外資系企業等を含む）に限る。

- ※ 「1. 研究者情報（職歴・研究経歴、兼業、外国の人材登用プログラム参加、称号等）」
「2. 外部資金情報（補助金等、寄附金、共同研究等、受託研究等）」
「3-1. 報酬情報（奨励金、賞金、贈答品等）」
「3-2. 施設・設備等の提供情報（施設・設備、機器等の物品、役務）」

1. 構成員へ

(1) 説明会の開催

- 令和5年6月 : 関係省庁からの研究インテグリティ関連制度の趣旨、東京大学における制度と管理等について説明。
- 令和5年7月 : 事務担当者向けに、研究インテグリティ関連制度の趣旨、東京大学における制度と研究者からの申告方法・管理等について説明

(2) QAの提供

- 令和5年7月 : 研究インテグリティ関連制度の趣旨、東京大学における制度と管理等全般についてのQ&Aを学内に提供。

(3) その他QAの提供

- 令和5年4月、6月、7月 : 研究インテグリティの確保に関する取組の徹底、情報提供等についての通知等。

2. 研究インテグリティ 総括会議等の管理責任者等へ

(1) 勉強会の開催

- 令和5年10月 : 関係省庁との、研究インテグリティ関連制度の趣旨及びリスクに関する勉強会の実施。

令和5年3月23日 役員会議決 東大規則第97号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)における研究活動の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究者等における自らの研究活動に関する必要な情報の報告等による研究活動の透明性と説明責任の確保及び東京大学における管理体制の整備その他の措置等を通じた研究の健全性及び公正性をいう。
- (2) 部局 東京大学基本組織規則(平成16年4月1日東大規則第1号)(以下「基本組織規則」という。)第3章及び第4章に掲げる組織のうち研究を実施する組織並びに附属病院をいう。
- (3) 研究者等 東京大学の研究活動に従事する教職員及び東京大学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

(基本方針)

第3条 東京大学の研究インテグリティの確保に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備する。
- (2) 研究インテグリティの確保に関わる者の責務及び責任と権限を明確化する。
- (3) 研究インテグリティの確保に関する教育及び研修を実施する。

(管理責任体制)

第4条 東京大学の研究インテグリティの確保に係る最高管理責任者は、総長とする。

2 研究インテグリティの確保に係る業務を総括させるため、総括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 部局に、当該部局に係る研究インテグリティの確保に関し指揮させるため、部局責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(研究インテグリティ総括会議)

第5条 東京大学に、研究インテグリティ総括会議(以下「総括会議」という。)を置く。

2 総括会議は、研究インテグリティの確保のため、次に掲げる事項に関する総括的な審議を行う。

- (1) 研究インテグリティの確保にかかる学内規則の整備及び学内規則を含めた関連規則等の周知に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保にかかる望ましくない事態の発生防止に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保にかかる望ましくない事態の把握及び解決に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保にかかる調査に関する事項
- (5) 研究インテグリティの確保にかかる部局や教職員等からの質問及び相談への対応及び必要な助言又は指導に関する事項
- (6) 研究インテグリティの確保にかかる教育及び研修に関する事項
- (7) その他研究インテグリティの確保の推進において必要な事項

3 総括会議は、総括管理責任者、理事及び総括管理責任者が指名する者をもって組織する。

4 総括会議に議長を置き、総括管理責任者をもって充てる。

5 総括管理責任者は、第2項の審議をふまえ、必要に応じて適切な措置について最高管理責任者に意見を述べるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、総括会議の運営に関し必要な事項は、総括管理責任者が定める。

(研究インテグリティ総括室)

第6条 総括会議の下に、研究インテグリティ総括室(以下「総括室」という。)を置く。

2 総括室は、研究インテグリティの確保にかかる専門的な事項について調査及び審議するほか、総括会議の運営に関する企画調整その他必要な事項を行うものとする。

3 部局における研究インテグリティの確保にかかる情報の把握及び確認等を通じ、効率的かつ適切な運営を支援する。

4 総括室は、総括管理責任者が指名する者をもって組織する。

(相談窓口の設置)

第7条 総括管理責任者は、東京大学における研究インテグリティの確保に関して、研究者及び部局からの相談に対応する窓口を本部研究倫理推進課に置き、効率的かつ適切な運営を行う。

2 前項のほか、総括管理責任者は、必要に応じて複数の相談窓口を置くことができる。

(研究者等の責務)

第8条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、研究インテグリティの確保に関する必要な情報について部局責任者に報告する。

2 前項の規定による報告に関し必要な事項は、総括管理責任者が定める。

(部局責任者の責務)

第9条 部局責任者は、次に掲げる管理業務を実施する。ただし研究活動の円滑な遂行を妨げないよう、柔軟な体制と運用に留意する。

(1) 前条の報告を受けたときは、速やかに総括室に報告すること。

(2) 部局内の研究インテグリティの確保のための情報を確実に把握し、総括室と連携して研究活動の透明性を確保するとともに、望ましくない事態の発生防止に関する体制及び望ましくない事態の把握、改善又は発生を回避するための体制を構築すること。

(3) 部局内の研究インテグリティの確保に関する教育又は研修を実施すること。

(4) 部局内の研究インテグリティの確保に関する業務の実施において、望ましくない事態が生じた場合及び他の部局にまたがる事態や全学的に取り組むべき事態が生じるなど当該部局内で対処できない場合は、当該事態に係る情報その他の研究インテグリティの確保に関する必要な情報を、総括管理責任者に報告すること。

2 総括管理責任者は、前項第1号から第3号の部局の管理業務を支援するとともに、同項第1号及び第4号の部局からの報告に対処するものとする。

3 総括管理責任者は、必要に応じ部局責任者に対して、当該部局に所属する研究者等の研究インテグリティの確保にかかる情報の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 第4条から第7条の規定により置かれる者又は組織の構成員及び研究インテグリティの確保に関する情報を扱う者は、この規則に基づく手続きにより知り得た秘密を正当な理由無く漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

2. 現場目線の研究インテグリティ対応

Research Integrity

研究の誠実性・公正性



研究 インテグリティ

経済安全保障の文脈で使用される場合は、
どのように理解したら良いのか??!

日本の「研究インテグリティ」問題の議論の題材となった資料

Dear Colleagues Letter August 20, 2018 National Institutes of Health

1. **Diversion of IP** in grant applications or produced by NIH-supported biomedical research to other entities, including other countries
知的財産を海外の国や機関に横流しすること
2. **Sharing of confidential information** on grant applications **by NIH peer reviewers with others**, including foreign entities, or otherwise attempting to influence funding decisions
査読時に秘匿すべき情報の漏洩
3. **Failure** by some researchers working at NIH-funded institutions in the U.S. **to disclose substantial resources from other organizations**, including foreign governments, which threatens to distort decisions about the appropriate use of NIH funds
利益相反を開示しないこと

1. Improve accurate reporting of all sources of research support, financial interests, and relevant affiliations
2. Mitigate the risk to IP security while continuing NIH's long tradition of collaborations with foreign scientists and institutions
3. Explore additional steps to protect the integrity of peer review

(出典) NIH Advisory Committee to the Director (ACD)

ACD Working Group for Foreign Influences on Research Integrity December 2018 Report
https://acd.od.nih.gov/documents/presentations/12132018ForeignInfluences_report.pdf

大学が関連情報を入手
 ↓
NIHへの即時報告+FBIへの連絡
 が推奨されている

研究の誠実性・公正性, 責任ある研究行動の実践

捏造・改ざん・盗用の防止, 利益相反管理など

アイデア

研究費
申請

研究
計画

実施

結果
の解析

公表

科学技術
が社会に
及ぼす
影響
RRI

申請資料の情報漏洩

研究データ・知的資産の漏洩

選考委員から
成果・研究計画の情報流出

研究班のメンバーへの不適切な働きかけ
(報酬・欺罔・強圧・窃取)
による 研究データ・知的資産の流出

研究セキュリティ・インテグリティ確保の方策

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスク

大学・研究機関等向け

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)

1. 一般的な事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、必要に応じて機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？

- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、相談する窓口はありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

- 所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援）について、機関の規程等に基づき、報告等を受けマネジメントを行っていますか？

- ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みはありますか？
- ✓ 研究者・職員が何らかの関係を持つ外部機関のリスクレベルが変化した場合に、改めてリスク評価をしない仕組みはありますか？

2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面を交わす際、機関の規程等

に基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続きを実施していますか？

- ✓ 確認の際、書面の提示を求めていますか？
- ✓ 確認の際、連携・契約における自らの機関および相手方の参加メンバーの提示を求めていますか？
- ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に相談を受ける窓口は機関内にありますか？

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※ 報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

- 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化があった場合に、その内容について当該研究者・職員から適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- ✓ 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、所属する研究者・職員が上述のリスクを懸念するようになった場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であってもリスクがあることについて、所属する研究者・職員が認識を深める仕組みはありますか？

- ✓ 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

- 所属する研究者・職員が特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、そ

チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け (前ページ続き)

の内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか？

- ✓ 出張先の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？

- 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組みはありますか？

- ✓ 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができますか？
- ✓ 当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

- 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認していますか？

- ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

(参考) 内閣府HP 研究者向け

[チェックリスト雛形:研究者向け\(令和3年12月17日版\)](#)

1. 全般的な事項
2. 外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項
3. 外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項